

ふじのくに先端医療総合特区「利子補給制度」

総合特区支援利子補給金が支給されます！

県制度融資と併用できます

ふじのくに先端医療総合特区の区域内で、医療機器や医薬品の開発・改良、それに伴う設備投資等を行う企業は、総合特区利子補給制度を利用することができます。

◆利子補給制度の概要

下表の区域内で、指定金融機関から融資を受け、対象となる事業を実施する場合、**5年間を限度に、最大0.7%の利子補給**が受けられます。

対象区域	○山梨県内：甲府市、富士吉田市、大月市、南アルプス市、中央市、昭和町、富士河口湖町 ○静岡県内：沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町	
指定金融機関	山梨中央銀行、甲府信用金庫、山梨信用金庫、山梨県民信用組合、都留信用組合、静岡銀行、スルガ銀行、清水銀行、静岡中央銀行、沼津信用金庫、三島信用金庫、富士宮信用金庫、富士信用金庫、日本政策投資銀行、商工組合中央金庫	
対象事業	a-1 又は a-2かつbであるもの a-1. 対象区域内で、次世代診断技術開発推進事業を実施する取組 a-2. 対象区域内で、医療機器等開発・参入支援事業を実施する取組 b. 新商品、新技術または新たな役務の開発、企業化等、地域産業の高度化又は新産業の創出に寄与し、雇用機会の増大に資するもの ◆ 対象事業の例 ※案件ごとに判断しますので、まずは御相談ください。 ○ 新たな医療機器・医薬品の研究開発 ○ 研究開発した医療機器を製造するための機械を購入・製品化 ○ 先発商品のある医療機器を、独自の技術を応用して開発する ○ 既に製品化されている製品の改良に伴う研究開発 ○ 医療機器の製造に参入するための工場の新設や拡大 ○ 医療機器を製造する機械の部品開発 ○ 高齢者福祉・介護機器などの開発 ※地域産業の活性化につながり、雇用機会の増大が見込まれることが条件です。	
備考	・金利は、固定金利でも変動金利でも可。 ・融資期間は5年以上を目安（5年未満となる場合は要相談） ・据置期間の設定は特に制限なし。 ・過去に特区利子補給金を活用したことがある事業者は、融資予定額に0.8を乗じた額が、国における割当額の算定対象となります。 ・ 県制度融資と併用できます。 ※実施する事業の事前着手は、原則、認められませんのでご注意ください。	

利子補給の手続き

① 事業者の決定

利子補給を希望する事業者は、推薦申請書を指定金融機関を通して国へ提出し、事業実施者の推薦を受けます。

② 融資契約の締結

事業者と指定金融機関が融資契約を結びます。
事業者は利子補給による軽減後の利率で借り入れ、返済していきます。

③ 利子補給契約の締結

指定金融機関と国が利子補給契約を結びます。

④ 利子補給を受ける

指定金融機関は年2回、国から利子補給を受けます。

<令和6年度の総合特区支援利子補給金の受付について>

※各回の集中受付期間が示されましたので、ご確認ください。

集中受付期間	対象貸付の貸付時期	募集額
【2月】 令和6年2月1日 ～令和6年2月9日	令和6年4月1日 ～令和7年3月末日	各月約9.0億円 ただし、募集残は 翌月の募集に繰越
【4月】 令和6年4月1日 ～令和6年4月10日	令和6年6月1日 ～令和7年3月末日	
【7月】 令和6年7月1日 ～令和6年7月10日	令和6年9月1日 ～令和7年3月末日	
【10月】 令和6年10月1日 ～令和6年10月10日	令和6年12月1日 ～令和7年3月末日	
【12月】 令和6年12月2日 ～令和6年12月10日	令和7年2月1日 ～令和7年3月末日	

【問合せ先】

山梨県産業政策部成長産業推進課（新分野進出担当）

内閣府地方創生推進事務局（総合特区支援利子補給金担当）

TEL：055-223-1565

TEL：03-5510-2473